

平成 24 年度小・中学校生徒指導実践指定校の状況及び 平成 25 年度生徒指導集中対策指定校等について

1 概要

- 不登校などの解決を図るため、平成 16 年度から不登校対策実践指定校を指定した。
- 不登校対策をさらに進めるとともに、暴力行為やいじめ等との関連など生徒指導全般にわたり総合的な視点から取り組むため、平成 24 年度から「不登校対策実践指定校」の名称を「生徒指導実践指定校」と改めた。
- 生徒指導実践指定校には、教員加配や指導主事の計画的な学校訪問等により支援を行う。
- 平成 25 年度から、生徒指導実践指定校のうち、生徒指導上の諸問題が頻発している学校を生徒指導集中対策指定校として指定し、教員加配や学校支援プロジェクトチームによる訪問指導等を行い、学校の主体的な生徒指導体制の確立・強化を図る。
- 生徒指導実践指定校を地域別に 3 つのグループに分け、連絡協議会を実施し、情報交換や効果的な取組を協議し、各校の生徒指導主事の指導力の向上を図る。

2 平成 24 年度小・中学校生徒指導実践指定校の成果の主な要因について

生徒指導上の諸問題の解消に効果的な取組として、

- (1) 生徒指導の基準となる生徒指導規程にもとづく毅然とした指導が定着したこと。
- (2) 登校指導等、生徒への直接的な指導・支援を中心とした小中連携の充実により、指導基準や指導方法等を小学校と中学校で統一したこと。
- (3) 個々の児童生徒の状況に応じて、家庭訪問等を継続的に実施し、保護者・児童生徒・学校の相互の人間関係を構築したこと。
などが挙げられる。

3 平成 25 年度生徒指導実践指定校及び平成 25 年度生徒指導集中対策指定校について

平成 25 年度生徒指導実践指定校の指定に当たっては、生徒指導全般にわたり総合的な視点から取り組むことを目指して、不登校児童生徒数及び暴力行為発生件数等を踏まえ、小学校 89 校、中学校 45 校、高等学校 8 校を指定する。

また、平成 25 年度から、暴力行為を初めとする生徒指導上の諸問題が頻発している学校については、生徒指導実践指定校の中から小学校 2 校、中学校 22 校、高等学校 8 校を生徒指導集中対策指定校として指定した。当該校には教員を加配するとともに、学校支援プロジェクトチームによる集中的な訪問指導などを行い、学校の主体的な生徒指導体制の確立・強化を図る。

平成 24 年度小・中学校生徒指導実践指定校の状況及び
平成 25 年度生徒指導集中対策指定校等について

平成 25 年 4 月 12 日
豊かな心育成課

1 平成24年度生徒指導実践指定校82校（小学校52校，中学校30校）の状況

(1) 暴力行為の発生件数【件（％）】

年 度	平成24年度	平成23年度	増減
小学校	49	67	18 (26 . 9%)
中学校	158	240	82 (34 . 2%)
合計	207	307	100 (32 . 6%)

(2) いじめの認知件数【件（％）】

年 度	平成24年度	平成23年度	増減
小学校	102	54	48 (88 . 9%)
中学校	83	39	44 (112 . 8%)
合計	185	93	92 (98 . 9%)

(3) 不登校児童生徒数【人（％）】

年 度	平成24年度	平成23年度	増減
小学校	119	162	43 (26 . 5%)
中学校	352	476	124 (26 . 1%)
合計	471	638	167 (26 . 2%)

注) 平成24年度の数値は，聴き取り速報値である。 は，減少を示す。

(4) 平成24年度生徒指導実践指定校の状況について

ア 暴力行為

小・中学校の指定校における暴力行為の発生件数は，小・中学校合計で対前年度比 100 件，32.6%減少している。これは，生徒指導の基準となる生徒指導規程にもとづく毅然とした指導が，小・中学校の指定校に定着したためであると考え。また，中学校で暴力行為を減少させた指定校 15 校は，小中連携を年間で平均約 139 回行っており，暴力行為が増加した学校よりも約 38 回多い。

イ いじめ

児童生徒がいじめにあっているかどうかを明確に記入できるアンケート調査を実施したり，個別面談を実施したりする等の取組をしたことで，いじめの問題の早期発見，早期対応が図られ，いじめの認知件数が増加した。

ウ 不登校

小・中学校の指定校における不登校児童生徒数は，小・中学校合計で対前年度比 167 件，26.2%減少している。特に，小学校で 5 人以上減少させた指定校 4 校は年間で平均約 5 回，中学校で 5 人以上減少させた指定校 14 校は年間で平均約 6 回の全教職員を対象とした小・中学校合同研修を実施している。

2 平成 25 年度生徒指導実践指定校及び平成 25 年度生徒指導集中対策指定校について

区分	小学校	中学校	高等学校
生徒指導実践指定校	89	45	8
うち生徒指導集中対策指定校	2	22	8

平成25年度生徒指導実践指定校及び平成25年度生徒指導集中対策指定校

【小・中学校】

市町名	小学校	PT	SS	中学校	PT	SS
広島市	温品			温品	○	●
	上温品					
	福木			福木	○	●
	上安			高取北	○	
	梅林					
	八木			城山北	○	
	真亀					
	落合東			落合	○	
	可部南			可部	○	●
	亀山			亀山	○	●
	三入			三入	○	●
	三入東					
	神崎					
	舟入			江波		
	江波					
	尾長	○				
	中山			二葉		
	矢賀					
	天満			観音		
	観音					
	八幡東			三和		
	河内					
	庚午			-		
	草津					
	五日市中央			-		
	五日市					
竹屋			-			
幟町			-			
矢野			-			
福山市	多治米					
	川口			城南	○	
	川口東					
	赤坂					
	瀬戸			済美	○	●
	津之郷					
	伊勢丘			鳳	○	●
	松永	○		松永	○	●
	今津					
	幕山			東朋	○	●
	坪生					
	手城					
	旭			東		
	深津					
	緑丘					
	日吉台			培遠		
	春日					
	新涯					
曙			誠之			
千田			-			

教育事務所等	市町名	小学校	PT	SS	中学校	PT	SS
西部教育事務所	大竹市	大竹			大竹	○	
	廿日市市	廿日市			廿日市	○	
		佐方					
		阿品台東			阿品台	○	
	江田島市	阿品台西					
		-			大柿	○	
	府中町	府中南			府中緑ヶ丘	○	●
		府中中央					
		府中			府中		
		府中北					
	海田町	海田			海田西		
		海田西					
		海田東			海田		
		海田南					
	熊野町	熊野第三			熊野		
		熊野第四					
	呉市	和庄			和庄		
		長迫					
		-			白岳		
	東広島市	阿賀			-		
		-			向陽		
	芸北支所	-			高美が丘		
		北広島町	八重				
		本地			千代田		
	安芸高田市	八重東					
		吉田			-		
東部教育事務所	尾道市	栗原			栗原	○	
		栗原北					
		三成			美木	○	
		高須			高西		
		西藤					
		高見			向島		
		向島中央					
		久保			-		
		山波			-		
		吉和			-		
	因北			-			
	府中市	南			第一		
	府中			府中			
三原市	中之町			第二			
北部教育事務所	三次市	八次			八次	○	
		三次			三次		
	十日市			十日市			
庄原市	庄原			庄原	○	●	

【高等学校】

	高等学校	PT	SS
県立	松永	○	●
	沼南	○	
	黒瀬	○	
	河内	○	
	安西	○	●
	府中東	○	
	神辺	○	
	福山商業	○	

<参考>

区分	生徒指導実践指定校数	
	生徒指導集中対策指定校数	スクールサポーター配置校数
小学校	89	2
中学校	45	22
高等学校	8	8
合計	142	32

注) 「-」は、小学校及び中学校を単独で指定していることを示す。

注) 「PT」の欄の○印は、生徒指導実践指定校のうち、生徒指導集中対策指定校。

注) 「SS」の欄の●印は、生徒指導実践指定校のうち、スクールサポーター配置校。